

島根県内部統制評価報告書
(令和6年度)

審査意見書

令和7年9月

島根県監査委員

監 第 6 8 号

令和7年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県監査委員 吉 野 和 彦

島根県監査委員 福 井 竜 夫

島根県監査委員 山 口 和 志

島根県監査委員 森 脇 俊 樹

島根県内部統制評価報告書（令和6年度）審査意見書について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された島根県内部統制評価報告書（令和6年度）について、審査を実施したので、別添のとおり提出します。

島根県内部統制評価報告書（令和6年度）審査意見書

令和7年9月4日

1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された島根県内部統制評価報告書について審査を行った。

【評価対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）】

2 審査の着眼点

監査委員による島根県内部統制評価報告書の審査は、島根県知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

知事から審査に付された島根県内部統制評価報告書について、島根県監査基準に準拠し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

島根県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果については上記のとおりであるが、令和6年度においても、運用上の重大な不備が把握され、令和5年度に続き、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところであるから、このことについて監査委員の意見を付記する。

今回、運用上の重大な不備として把握されたもののうち、国庫補助金の申請事務に係る事案は、補助事業者の事業計画書を国に提出するまでの事務処理において、書類の一部が漏れたことにより、補助事業者の事業執行に遅れを生じさせ、また、国庫補助金の交付を受けることができず、県の一般財源を充当したという

ものであった。国庫補助金の申請事務は、事業執行の財源を確保するための重要な事務であり、その不備は、事業執行に大きく影響しかねない。また、多くの所属において行われる事務でもあることから、同様の事案が発生しないよう、不備の原因や内容を全庁で情報共有し、再発防止に努められたい。

また、内部統制制度の運用については、リスク評価シートに、改善策等を具体的に記載し、また、新たにリスク事項を追加するなどして効果的に活用する所属がある一方で、自己点検で不備がないとした所属の中に財務監査で複数の不備が確認されるものが見受けられた。

リスク評価シートの活用は、リスク情報を共有し、リスク対応策を可視化することで、事務処理一つ一つの誤りを低減させ、重大な不備を回避することに繋がる。事務処理の不備に係る事後対応をなくすことにより、通常業務及び県政重要施策の執行により注力することができることを認識して取り組まれたい。

全ての所属においては、職員一人一人が日々の事務処理においてリスク評価シートを確認し、所属長が日頃からリスクを回避する仕組みが機能しているか意識することによって、制度の一層の浸透と活用の促進に努められたい。